

議案第五号

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第四条第二項ただし書中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

別表第一の十三の項の次に次のように加える。

十三の二 区長

出産に係る分娩費及び入院費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第一に次のように加える。

十八 教育委員  
会

私立幼稚園等に在籍している幼児に係る保育料の補助等に関する事務であって  
区規則で定めるもの

別表第二の六の項中「特例給付の支給に関する情報」を「子ども・子育て支援法等の一部を  
改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によ  
ることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給  
に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改め、同表の九の項中「特別児童扶  
養手当等関係情報」を「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童手当関係  
情報、港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以  
下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）」、港区子ども医療費助成条例による医療費の  
助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）」に改め、同表の十一の項中「  
特別児童扶養手当等関係情報」の下に「、児童手当関係情報、児童育成手当関係情報、子ども  
医療費関係情報」を加え、同表の十二の項中「外国人生活保護関係情報」の下に「、児童扶養  
手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童手当関係情報、児童育成手当関係情報、ひ  
とり親家庭等医療費関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

十二の二 区長

出産に係る分娩費及び入院  
費の助成に関する事務であ  
って区規則で定めるもの

国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関  
係情報であって区規則で定めるもの

別表第三に次のように加える。

九 教育委員会	私立幼稚園等に在籍している幼児に係る保育料の補助等に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報の報であって区規則で定めるもの
---------	--	----	---

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説 明)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するほか、区における個人番号を利用することができる事務の追加等をするため、本案を提出いたします。